告示

○法務省告示第百七十八号

広島県庄原市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、庄原市役所又は広島法務局三次支局に照会すること。

平成二十六年四月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

広島県比婆郡敷信村大字板橋八百二十一番地三

久永　到

○法務省告示第百七十九号

高知県高岡郡四万十町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年四月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

高知県高岡郡窪川村大字窪川百五十一番屋敷

西村　益身

○法務省告示第百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表橋本電子工業株式会社の項、ユニバー電子の項及び高洋電機株式会社の項を削る。

第三号中「平成二十三年五月二日」を「平成二十六年五月二日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年五月二日から施行する。

○外務省告示第百四十号

平成二十六年四月四日にニューヨークで、ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国及びルワンダ共和国における「村落環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　村落環境整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億二千五百万円

3　署名者

日　本　側　吉川元偉国際連合日本政府代表部大使

国際連合側　チャンドラモウリ・ラマナサン国際連合副財務官

平成二十六年四月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十一号

平成二十六年四月四日にディリで、コモロ川上流新橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コモロ川上流新橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　八千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　花田吉隆在東ティモール大使

東ティモール側　コンスタンシオ・ダ・コンセイサオ・ピント外務・協力大臣代行

平成二十六年四月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十二号

平成二十六年三月二十八日にコロンボで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百五十億二千万円（三五、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ケラニ河新橋建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、スリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、スリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、スリランカの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　スリランカ民主社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　スリランカ民主社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してスリランカ民主社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためスリランカ民主社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びスリランカ民主社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　スリランカ民主社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。